



2015年7月10日 (金) 第127号

国連経社理特別協議資格NGO

国際人権活動日本委員会

〒170-0005東京都豊島区南大塚

2-33-10 東京労働会館 1F

tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431

e-mail:hmr rights@yahoo.co.jp

とき 危急存亡の秋

～私たちはいま、何をなすべきか～

議長 鈴木 亜英

安全保障関連法案を、「いまの国会で可決する必要はない」という国民世論が8割を超えました。それにもかかわらず、安倍自公内閣は戦争法の成立をやたらと急いでいます。

私たちがそれに反対するのは、戦争をしたくないというだけでなく、戦争の渦巻く世界で平和を確保するには憲法9条を国際基準とするほかはないと確信しているからです。

戦争ほど非人間的なものはありません。まして、アメリカの軍隊が攻撃された時、これに参戦するなど、どこまで国民の命を軽く考えているのでしょうか。安全の確保どころか危険は増すばかりです。戦場に赴けば、兵士は緊張と恐怖のなかで毎日を送ります。日本共産党の志位委員長の国会追及によれば、アフガン・イラクへの自衛隊派遣の任務を経験し、帰国後に自殺した隊員は54人に上ると云います。これはアメリカ帰還兵の2倍の割合となるそうです。

イラク・アフガニスタンから帰還した米兵の自殺者は戦闘での死者4500人を上回る可能性があると考えられています。また、帰還兵のうち30万人という信じられない数のPTSD患者が蔓延していると云われています。戦争は若者の生命や将来を容赦なく摘み

取ってしまいます。

このため、いまのアメリカ社会には、かつてとは異なり、厭戦気分がはびこっています。度重なる戦争でアメリカ経済は戦費の捻出にも困っています。

こんなアメリカを助けるために、今度は日本の若者の生命を捧げようとするのでしょうか。

これまで非戦闘地域に限られていた他国軍への後方支援は、今度の戦争法案では「戦闘現場」まで良しとされ、武装集団の排除のためには武器使用も可とされ、「専守防衛」はアメリカの「先制攻撃」への参戦もあり得るとなります。

いま、憲法が禁じているこうした戦闘を、安倍内閣の一存で、いとも簡単に変えられてしまいかねない状況です。

安倍内閣は、「存立危機事態」に対応するためとしています。いま存立の危機にあるのは、平和と人権をしっかり守ることを誓った憲法の方ではないのでしょうか。

「危急存亡の秋(とき)」という言葉があります。諸葛亮のこの言葉は、私たちがいま何をすべきかを語っていると思います。

※危急存亡の秋(とき) — 中国三国志時代の後期、戦いに出兵する諸葛亮(孔明)が後主劉禅に奉った「出師の表」にある有名な言葉。「まさに今が、生き残れるか滅びるかの瀬戸際に立たされている最も重大な時期」という意味。



安倍政権に怒る鈴木議長

「もう黙ってはいられない」
 手書きの横断幕を持って
 宗教界の方々も国会前
 行動に参加。



当面の日程

■第4回幹事会

- ・7月14日(火) 18時30分～
- ・東京労働会館5階会議室

■第4回代表者会議

- ・8月11日(火) 18時30分～
- ・東京労働会館5階会議室

レッド・カード、レッド・カード安倍政権！

2回の「女の平和アクション」に参加して

事務局 上野 節子

安倍政権の集団的自衛権行使容認にレッド・カードを突きつける「女の平和アクション」第1回が開催されたのが1月17日（土）。冬晴れの午後1時、国会は思い思いのレッドを身につけた7000人の女性たち（男性もいた）に囲まれた。赤の着用は、北欧アイスランドで1975年（国際女性年）に女性たちが立ち上がり、レッド・ストッキングを身につけて、大統領府前の広場を埋め尽くす歴史的な大集会を行い、その5年後、初の女性大統領の誕生につながったことにヒントを得たという教育心理学者の横湯園子さんの発案とのこと。それに賛同した329名の女性たちが呼びかけ人となって行われた。先の大戦のときには、女性は選挙権がなかったが今は違う。女の力で戦争を止めようと意気盛んだった。

2回目の参加者は一気に倍増

第2回目の「女の平和アクション」は6月20日（土）に行われた。天気予報に反して、またまた好天に恵まれ、梅雨時には珍しく湿気も少ない。

賛同者は633人に増え、参加者も前回の倍以上の15000人以上とか。国会を二重、三重に取り巻いた赤の群衆は青空に映えて美しかった。この日は前回と違ってスピーカーも性能のよいものになり、どこの場所にも同時に明確に声が届き、「レッド・カード、レッド・カード安倍政権」などのコールも乱れなく唱和できた。

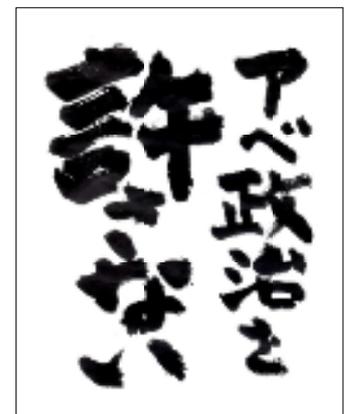
国会正門前のお立ち台（発言台）の周辺は、通行もままならない混雑さ。この日は、安倍政権の戦争法案に反対の学者、文化人、弁護士、沖縄や



福島、横田基地、東京大空襲、九条の会などで闘っている女性たち、NGOや労働組合の代表、国会議員など30名ほどが、思い思いの赤を身につけて次々に発言した。

沖縄の高江ヘリパッド基地反対で闘っている歌手のアンナ・セカイさんがスピーチしているとき、溜池方面から右翼の街宣車が2台、ボリュームをいっぱいあげてやってきた。「右翼に負けるな、がんばれ！」の大きな声援のなかでアンナさんは、思い切り声を張り上げ、街宣車が見えなくなるまで、息をもつかぬ大迫力で話し続けた。話し終わってほっとしたのか、大きなため息、性能のよいマイクを通じて参加者に伝わり、またまた大きな拍手がわいた。参加できなかった澤地久枝さんからは、7月18日（土）午後1時きっかりに、日本中で「アベ政治を許さない」のビラ（下）を掲げようの提案が寄せられた。私は、早速インターネットで探し、拡大コピーして厚紙に貼り、集會に持参している。

土曜日の午後の国会周辺は観光バスがたくさん通る。バスの中から手を振る人も多くうれしかった。3回目の「女の平和アクション」が待ち遠しい。



93

に る



第1回「女の平和アクション」会場（1月）。ユニークなコスチュームも目立つなど、思い思いの「赤」が楽しかった。

国際人権に関する研究会

国連の条約機関の活動～効果的な報告書審査に向けて～

事務局長 松田 順一

去る6月1日、午後6時から日弁連主催による「第84回国際人権に関する研究会」が弁護士会館で開催され、「国連の人権条約機関の活動～最近の動きと効果的な報告書審査に向けて～」と題した学習会が行われた。

報告者として大谷美紀子弁護士（日弁連国際人権問題委員会委員長）が、2014年4月に採択された人権条約機関の活動の改革と機能の強化に関する国連総会決議を解説し、続いて大村恵実弁護士が元ILO職員としての経験に基づき、条約機関に提出するNGO報告書の効果的な書き方について解説した。

国際人権条約を締結することの基本原則

大谷弁護士が改めて確認した点は、国家は国際人権条約を締結することにより、国際的な実施制度としてそれを実施する義務を負うことであり、そして、締約国による人権条約の実施状況を監視する条約機関が設置されているということである。

この機能を遂行するために締約国による報告制度があり、市民からの訴えである個人通報制度とその訴えに対する専門委員による調査制度が存在していると強調した。この基本原則の観点からも個人通報制度を批准するよう、様々な人権条約機関から勧告を受けているにも関わらず、長年にわたり無視し続けている日本政府の対応は国際理念に反するものである。早期の批准に向けて、NGO同士が粘り強く協力して運動を推し進めて行く必要性を強く感じた。

条約機関の改革とその問題点

今回、条約機関の改革に関して課題とされたこととして、慢性的な財政的及び人的資源の不足、それに伴う政府報告書や個人通報の審査の遅れ、そして条約機関の増加に伴い異なる手続きの採用による複雑化などが報告された。各条約機関への政府報告書の提出の遅れや未提出により、多くの報告書が審査待ちとなり、個人通報の審査にも影響を及ぼしているとのことである。自由権規約委員会では、個人通報の申し立てから見解採択まで平均で3.5年を要しているとも報告された。

この現状を克服するために採択された決定事項によると、例えば、条約機関に提出する締約国の文書に単語数の上限を設けることや、締約国が報告書を提出するのではなく、最初からリスト・オ



る 権

ブ・イシュー（質問事項）に対して回答することなどが取り上げられている。自由権規約委員会はこの方式を2009年に、人種差別撤廃委員会は2007年に採択しているが、すべての締約国に適用されるのではなく、締約国の選択によることで、日本政府はまだ適用していない。この方式は翻訳の手間など経費や時間の節約に寄与するかもしれないが、NGOにとっては委員会とのやり取りの減少にもなるので、必ずしもプラスとは思われない。

NGO報告書の効果的な書き方について

大村弁護士は、専門家委員会に提出するNGO報告書の効果的な書き方について話をされた。大切なことは、日本語の翻訳ではなく、文章の構成が英語マインドに基づく論述であること。すなわち、論点の呈示を含む端的な結論、原則（条約）、適用（事実・理由）、そして結論に戻る構成になるよう指摘された。参加者からは具体的な表現方法などの質問があり、翻訳に携わる人たちにとって大変参考になる学習会であった。

戦争法案反対！ALL大塚総がり



街頭宣伝は7月の火曜日の昼休みに実施。事務局も参加した7月7日には、7団体56人が参加。

JAL行政訴訟裁判 勝訴！

客室乗務員原告 石賀 田鶴子



「勝った！」歓声と喜びの声にわいた裁判所前

東京高裁判決「不当労働行為」を認定

東京高裁(須藤典明裁判長)は、整理解雇の過程で、労働組合の権利を侵害する不当労働行為があったことを認定する判決を出しました。判決文の中では、管財人・企業再生支援機構(当時)の発言「スト権を確立したら3500億円を出資しない」が、労働組合法7条3号に違反すると指摘しました。さらに、憲法28条の労働基本権に言及し、「憲法28条は(労働者の)団結権を保障している」「憲法は会社存続を優先するわけではなく、会社が労働組合に介入することを認めていない」と踏み込んだ判断をし、争議行為を経営陣が阻止したいなら労組の要求も踏まえ、「何らかの妥協を図るしかない」とも指摘しました。

解雇撤回裁判は2月に、最高裁不受理とされ、解雇容認の東京高裁判決が確定しました。裁判所が『管財人は合理的な判断をする』という決めつけで解雇の不当性を示す事実を全て無視したことが大きな問題でした。解雇を強行した時点で、人員削減目標を達成していたのかどうか？これすら会社は明らかにしませんでした。そして裁判所も

会社に対して確認もしなかったのです。不当労働行為の中で強行された解雇は無効なのです！

日本航空は解雇問題解決の決断を！

解雇強行後、職場では退職が続出しています。パイロットは170人以上(この数字は格安航空会社が一社できる程の数字です)が他社へ転職、会社は定年退職後の再雇用制度を開始しています。客室乗務員は年間600人以上が退職し、2300人も新規採用しています。人員不足の解消が急務な状況です。

日本航空は、今回の判決、国際労働機関(ILO)の復職協議を求める勧告、塩崎恭久厚生労働大臣答弁「話し合いがしっかり行われる事を注視する」をしっかり受け止め、解雇問題解決の決断をする時期にきています。

夏闘では乗員組合、キャビンクルーユニオンがストライキを背景に解雇問題解決への粘り強い団体交渉を重ね、解雇問題は最高裁決定で決着したとする会社から「引き続き解雇問題の話し合いを続ける」という回答を引き出しています。

「御巢鷹山、123便事故」から30年！

8月10日(月)には「8・10シンポジウム」(日本教育会館)の開催予定です。空の安全を守るために、解雇自由な社会を許さないために、一日も早い解雇問題の解決が求められています。これからもし

なさまのご支援をよろしくお願い致します。

JAL不当解雇撤回の闘い～愛媛・松山から～

客室乗務員原告 林 恵美

自宅近くの田圃では今年も田植えを終え、蛙たちが待ちかねたように大合唱を始めています。2010年の大晦日に解雇され、経済的な理由もあり翌年3月故郷へ戻って4年余り。

のどかな故郷で、当初は手探りで支援要請活動を始めました。それまでの経験とはかなり違う状況にもどかしさも感じましたが、「愛媛原告3名を支える会」を作っていたとき、今では旧社保庁原告団とともに、毎月松山市内で早朝宣伝を行っています。

日本でも一、二を争う保守的な県ですがビラの受け取りは良く、400～600部が30分程でなくなります（因みにビラ受け取りが日本一良いのは高知県、99%の人が受け取ってくれます）。JAL支店への要請も2度行ないました。松山支店には正社員が5名しかいない事がわかり、対応した管理職も全く元気ありませんでした。破綻後、毎年2,000億円近い営業利益を上げ驚異的な再生を果たしたようにみえますが、残った社員は、いったい誰が幸せになっているのだろうと憐憫と憤怒の念が込みあげ、複雑な思いでした。

1985年8月、520名が亡くなった御巢鷹山事故から30年目を迎えます。あの時私は客乗組合（現キャビンクルーユニオン）役員として3年目、成田の



旧社保庁原告団とともに、毎月松山市内で早朝宣伝。

組合事務所にいました。翌日から長期休暇で里帰りする予定が一変し、1ヶ月半事務所でも事故の状況を心配する組合員の対応に追われました。当時、会社の行きすぎた合理化策で現場ではインシデントが増え、このままでは大事故に繋がる恐れがあると、安全交渉の中で組合側から指摘していました。それから1週間後に起きた事故でした。

里帰り中の松山出身の若い同僚も犠牲になりました。尊い520名の犠牲の上に築かれた四つの経営方針「絶対安全」「現場第一主義」「労使関係の安定」「公平な人事」—これが再建の原点であるべきです。安全の基盤を崩す無法な解雇は絶対に改められなければならない。司法が身捨てても原告団はひるむことなくJALに解決を求め続けます。国内外の仲間達と連帯して！

中村 哲さんのことば

武器など絶対に使用しないで、平和を具現化する。それが具体的な形として存在しているのが日本という国の平和憲法、9条ですよ。それを、辺地の人たちも分かってくれているんです。だから、政府側も反政府側も、タリバンだって我々には手を出さない。むしろ、守ってくれているんです。9条があるから、海外ではこれまで絶対に銃を撃たなかった日本。それが、本当の日本の強みなんですよ。



—自治体議員立憲ネットワークのページより—

前号(126号)からの活動日誌

4月6日 「秘密保護法」廃止「6の日」行動
4月7日 集団的自衛権の行使容認反対集会
4月10日 財政問題を考える①
4月13日 盗聴法、刑事訴訟法集会
第2回代表者会議
4月14日 大崎事件集会
4月18日 集会「戦後70年日本はどこへ行く」
4月22日 院内集会「刑事訴訟法等改正案」
4月23日 「慰安婦」問題院内集会
4月27日 官邸前行動

5月1日 メーデー
5月3日 憲法集会(横浜・臨港パーク)
5月6日 平和行進出発
5月9日 布川国賠訴訟を支援する会総会
5月12日 戦争させない、9条壊すな5・12集会
5月13日 JAL本社包囲行動、国会包囲行動
第3回幹事会
5月14日 財政問題を考える②
5月19日 盗聴法・刑訴法審議入りに反対市民の集い
5月20日 「女の平和」レッド・アクション(1)
5月24日 国会包囲ヒューマンチェーン
5月26日 冤罪市民の集い
5月27日 「国民監視」学習会

5月30日 憲法13条を考える市民の集い
6月1日 日弁連「国際人権に関する研究会」
6月4日 院内集会「労働者派遣法、労働時間法制の
規制緩和について」
6月8日 Hさん最高裁判決
6月10日 衆議院法務委員会傍聴
院内集会「安全保障法制を問う」
6月13日 ストップ安倍政権大集会(臨海防災公園)
6月14日 国会包囲行動
田畑和子さん傘寿記念集会
6月15日 **第3回代表者会議**
6月16日 奨学金問題院内集会
6月18日 JAL解雇行政訴訟裁判高裁判決
「戦争法案」を葬ろう 院内集会
6月20日 「女の平和」レッド・アクション(2)
6月24日 国会包囲抗議行動
沖縄から伊波洋さんを迎えて院内集会
6月25日 JAL行動デー 国会前木曜行動
6月26日 人種差別撤廃基本法の実現を院内集会
民法改正と消費者保護法制院内集会
7月2日 国会前木曜行動
7月3日 ILO駐日事務所主催:公開座談会
7月8日 衆議院「法務委員会」傍聴、

★矢田部過労死裁判 終結総会開く

(株)クォークで働いていた矢田部暁則さんは15年前、27歳の若さで亡くなりました。労基法・労安法無視の深夜労働・不規則労働による過労死でした。悲惨で残酷な過労死や過労自殺を起してはならないと、ご両親が労災申請裁判をたたかってきましたが、安倍政権が企む稀代の悪法「労働法制の改悪」に加担する最高裁の不当な措置(不受理)を受けて、6月14日(日)、矢田部さんの地元埼玉県吉川市で、「裁判報告・終結総会」が行われました。

裁判は残念な結果となりましたが14年余の長い裁判闘争のなかで東京争議団に加入し、それぞれの争議団が自らの争議解決をめざす運動のなかで学び、貴重な教訓を得ました。

いま、国民を粗略に扱う安倍政権のもと「過労死ゼロ」「労働法制改悪阻止」「戦争する国づくり阻止」等の運動が求められています。こ

の悪法をそれぞれの立場から強めて行くことを確認し、終結総会は終わりました。(東京争議団ニュース290号より)

★再雇用拒否争議20年を闘って

「田畑和子さんを囲む集い」開催

田畑和子さんの「傘寿記念・最高裁をぶっ飛ばせ・20年の闘いの報告会」が、6月14日開催されました。最高裁棄却を受けて意気消沈していると思いきや、田畑さんは元気で、軍国少女だった頃の歌を披露し、空襲で焼夷弾の降ってくるなかを逃げ惑った体験談などを語りました。

東京争議団の方々、再雇用拒否発生時から励まし続けた友人たち、「日の君」等で都教委から処分され闘っている人たち、最近知り合っただけで熱心に支援してくれている方など多士済々の顔ぶれが集まり、素敵な歌声に包まれ和やかな会になりました。(東京争議団ニュース290号より)

掲示板

<裁判傍聴>

■明治乳業中央労働委員会審問

- ・第2回 8月7日(金) 13時～ 会社側反対尋問
- ・第3回 8月19日(水) 13時～ 申立人側主尋問
- ・第4回 10月27日(火) 13時～ 会社側反対尋問

<お知らせ>

★<集会・シンポ・イベント>は、
別刷りにして同封します。